

## 第15回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和3年8月24日（火） 午前10時00分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室

### 3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 5 議案第 2号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第 6 議案第 3号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について

日程第 7 議案第 4号 令和3年度岩手県農業委員会大会における提案事項の決定について

日程第 8 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について

### 4 出席委員

農業委員

1番委員 駿河 信一

2番委員 太田 豊

3番委員 新田 義修（リモート）

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 武田 美紀（リモート）

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 吉清水 秀明

8番委員 大森 泰英

9番委員 齊藤 新一

推進委員

齊藤 修

吉清水 一之

### 5 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

〃 主任主査 細川 直樹

〃 主 査 高橋 昂希

〃 主 任 武田 裕雅

開会時刻 令和3年8月24日（火） 午前10時00分

議長 只今の出席農業委員は9名であります。定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。  
なお、本日は推進委員2名が出席しております。  
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。  
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。  
議事録署名人につきましては、6番高橋敏彦委員と7番吉清水秀明委員を指名します。  
書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。  
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。  
本総会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。  
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第15回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和3年7月27日から令和3年8月24日までの分を報告させていただきます。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第14回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。  
日程第4、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。  
事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は3件です。議案書は5ページから11ページをご覧ください。

整理番号1番は、前回の総会において転用事業計画の変更についてご審議いただいた案件であり、先般、変更の承認を受けたことに基づく転用の申し出になります。本件は、近接地に事業所を有する譲受人が事業の効率化を図るために再利用資材の置場を設置するため、所有権移転による転用の申し出となっております。申請地は、小岩井駅から

おおむね300メートル以内の場所に位置することから第3種農地と判断されると考えられ、農地転用目的の例外規定では第3種農地の転用は原則認められ得るとされていることから、許可相当の意見になるものと見られます。なお、農地転用の対象となる面積は277平方メートルですが、前回ご説明したとおり、計画されている資材置場が宅地、雑種地及び原野の4筆にまたがっているため、事業面積としては4筆分の471.26平方メートルで説明をしているものでございます。また、資金計画は全額自己資金によるものでありまして、金融機関からの残高証明により、事業の確実性について確認をしているところでございます。

続きまして、整理番号2番は、譲受人が子供の成長に合わせて集合住宅から個人住宅を建築して住み替えるため、所有権移転による転用の申し出となります。転用面積は364平方メートルとなっております。内訳は居宅が111.79平方メートル、庭及び駐車場等が252.21平方メートルとなっております。申請地は、小岩井駅からおおむね300メートル以内の場所に位置することから第3種農地と判断されると考えられ、農地転用目的の例外規定では第3種農地の転用は原則認められ得るとされていることから、許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は全額金融機関からの融資によるものでありまして、金融機関からの融資に対する事前相談結果通知により、事業の確実性について確認をしているところでございます。

最後に、整理番号3番でございますが、譲受人が生活利便向上のため自動車やバイクの駐車場を整備するとともに、前面の市道が狭隘であることから退避場所を設置して安全を確保し、併せて自宅で使用する薪の置場を設置するため、所有権移転による転用の申し出となっております。転用面積は439平方メートルとなっております。自動車及びバイクの駐車場、退避用の通路、並びに薪置場を設置する計画となっております。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、周辺は市道に沿って東西方向に宅地が連なっているため、農地転用目的の例外規定における集落接続に該当するものと見られるものでございます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により、事業の確実性について確認をしているところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長

今回の現地調査は、佐藤恵一郎農業委員、齊藤修推進委員、吉清水一之推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を齊藤推進委員にお願いします。なお、整理番号1番につきましては、第14回総会の議案第2号で報告済みですので省略します。

齊藤推進委員

推進委員の齊藤でございます。よろしく申し上げます。それでは、私の方から議案第1号のうち整理番号2番及び3番について、令和3年8月18日に佐藤農業委員と吉清水推進委員の3人により現地調査を

実施しましたので報告いたします。

整理番号2番の申請地の位置は、小岩井駅より南西へ約270メートルのところにあります。周囲の状況は、東側及び北側は農地、西側は道路を挟み宅地、南側は宅地となっております。以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

整理番号3番の申請地の位置は、鶴飼小学校より西へ約400メートルのところにあります。周囲の状況は、申請のあった2つの農地は公衆用道路及び宅地地目の通路により分断されており、東側は原野、西側は水路を挟み農地、南側は道路を挟み農地、北側は宅地となっております。以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長                   これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長                   無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長                   挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長                   日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

本案件の整理番号1番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理番号1番は5番武田美紀委員が該当します。

つきましては、最初に整理番号1番を審議し、次に整理番号2番を審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長                   ご異議がないようですので、本案件は最初に整理番号1番を審議し、次に整理番号2番を審議することとします。本案件の整理番号1番につきまして、議事参与の制限があります、5番武田美紀委員の退席を求めます。

(5番武田美紀委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 議案第2号、整理番号1番について、補足説明させていただきます。議案書は13ページをご覧ください。

整理番号1番は、令和2年12月31日に農地の貸借契約が終了していた農地を再度貸借の契約をする案件となっております。貸借契約終了から時間が経過していたため、新規として取り扱いました。以上、整理番号1番は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は佐藤農業委員にお願いします。

佐藤農業委員 農業委員の佐藤でございます。それでは、私の方から議案第2号、整理番号1番について、ご報告申し上げます。

整理番号1番の農地につきましては、広く農地として活用されていることが確認できました。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添の農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第2号、整理番号1番の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号、整理番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって議案第2号、整理番号1番は、原案のとおり決定いたしました。5番武田美紀委員の入場を許可します。

議長 暫時、休憩します。

(10時22分休憩)

(10時27分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

新田農業委員 会議途中で申し訳ないのですが、10時半から別の会議が入っていましたので、退席の許可をお願いします。

議長 本人からの申し出がありましたので、3番新田義修委員の退席を許可します。

(3番新田義修委員退席)

議長 続きまして、議案第2号、整理番号2番を審議します。  
事務局より説明させます。

高橋主査 議案第2号、整理番号2番について、補足説明させていただきます。  
議案書は14ページをご覧ください。

整理番号2番は、農地中間管理機構を活用した売買となっております。本件につきましては、第14回総会におきまして所有者から農地中間管理機構への売り渡しが可決されたところでございます。今回は、農地中間管理機構から買受者に売り渡す案件となっております。なお、譲受人は市内の認定農業者でございまして、本農地の隣を耕作しているため、一体的な利用が可能となる見込みでございます。この案件につきましては地域の推進委員に調整を図っていただき成立したものとなっております。以上、整理番号2番は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告につきましては、第14回総会の議案第3号で報告済みですので省略します。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号、整理番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって議案第2号、整理番号2番については、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査　それでは、議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は18ページ及び19ページをご覧ください。

整理番号1番は、航空写真等により調査したところ、農地でなくなっ  
てから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断します  
と、証明することに問題はないものと考えられるものでございます。  
以上で補足説明を終わります。

議長　本案件の現地調査報告を吉清水推進委員にお願いします。

吉清水推進委員　推進委員の吉清水です。それでは、私の方から議案第3号について、  
現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、鶉飼小学校より南東へ約500メー  
トルのところにあります。周囲の状況は、コの字型の土地で宅地を囲む  
ように、東側、南側及び北側は農地、西側は道路を挟み宅地になってお  
り、現地は、アスファルト舗装され、中心の宅地部分にある店舗の駐車  
場及び通路となっており、加えて地下には浄化槽が埋設されているほか、  
店舗も軒の増築によりはみ出している状況となっておりました。以上に  
ついて調査の結果、申請地は耕作されておらず、すでに農地性はないも  
のを見受けられました

以上で報告を終わります。

議長　これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長　無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を  
求めます。

(挙手全員)

議長　挙手全員であります。

よって議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

議長　日程第7、議案第4号、令和3年度岩手県農業委員会大会における提  
案事項の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査　それでは、議案第4号、令和3年度岩手県農業委員会大会における提  
案事項の決定について説明させていただきます。議案書は21ページ  
から25ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

(5番武田美紀委員入場)

議長 審議の途中ですが、5番武田美紀委員にお伝えします。議案第2号、整理番号1番につきましては、挙手全員で決定しました。引き続き、議案第4号を審議します。事務局の説明を続けてください。

細川主任主査 それでは、議案第4号、令和3年度岩手県農業委員会大会における提案事項の決定についての説明を続けさせていただきます。議案書は引き続き21ページから25ページまでとなります。

(議案書朗読説明)

細川主任主査 以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書26ページからのとおりとなっておりますので、ご確認願います。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。これをもって、第15回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和3年8月24日 午前10時52分



議 長

---

会議録署名人 6 番委員

---

会議録署名人 7 番委員

---

これは原本である。

令和3年8月24日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 新一